すべての人が国民年金に!!

来年4月1日からスタートします

年金は、私たちの暮らしにとって、なくてはならない制度です。この大切な年金制度を健全に、そして公平に運営していくことができるように、国民年金をすべての人に共通の基礎年金に衣替えし、その上に厚生年金などの職場の年金を上乗せする新国民年金制度が、来年の四月一日からスタートします。

新国民年金の加入者は三種類に

今の国民年金は、農業や自営業などの人を対象とし、会社などに勤めるサラリーマンは厚生年金に加入し、その奥さんは、希望者だけが国民年金に加入する仕組みになっています。

ところが、改正された新しい年金制度は、ごく一部の人を除き、誰もが国民年金に加入することになり、加入者は左の図のように三種類に分けられます。

サラリーマンの奥さんも全員加入に

新制度では、自営業などの人のほかに、サラリーマンとその奥さんも、すべて国民年金に加入することになりました。被用者年金の被保険者以外の人の加入期間は、二十歳以上六十歳未満の四十年間ですが、六十歳以上六十五歳未満の人及び在外邦人、学生（二十歳以上）も任意加入できます。

加入者それぞれに年金給付

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類で、加入者一人ひとりが、それぞれ自分の年金として受給できることになりました。これにより、民間サラリーマンやその奥さんにも基礎年金が支給されることになります。

新国民年金制度を支える保険料

基礎年金に必要な費用は、国民年金の保険料と厚生年金保険からの拠出金及び国庫負担金でまかなわれます。国民年金の保険料は、昭和六十一年四月分から月額六千八百円（昭和五十九年度価格で、実際には昭和六十年までの物価上昇率により改訂）となります。

個々に保険料を納めない第二・三号被保険者

厚生年金の加入者とその被扶養の奥さんは、それぞれ第二号被保険者及び第三号被保険者として国民年金に加入することになります。これらの人の国民年金の保険料は、厚生年金保険制度全体で拠出するしくみになっていますので、個々に納めていただく必要はありません。

ただし、第三号被保険者（被扶養のサラリーマンの奥さん）については、第二号被保険者の被扶養である旨を、市役所市民課国民年金係へ届けてください。

年金は物価スライドされます

基礎年金、厚生年金は、全国消費者物価指数（総務庁調べ）の上昇率が前年に比べ五%を越えた場合（または五%下回った場合）、翌年四月から物価スライドが実施されます。また、新たに加給年金も物価スライドの対象になります。

農業や自営業の人は今までどおりです

20歳以上60歳未満の自営業者等

厚生年金に加入している人は改めて手続きは必要ありません

厚生年金の加入者

"サラリーマンの奥様"第3号被保険者としての届出が必要です

厚生年金の加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者

お買物、ご用命は市内で

秋の特選団体旅行募集
11/24(日)～25(月) 臨時列車で秋保温泉の旅
(1泊2日)旅館での2時間"飲み放題"
新潟(8.18)——新津(9.03)——新発田——赤湯——山形——仙台(16.30)——秋保温泉
ホテル(9.30)——仙台(11.02)——山形——坂町——新津(16.26)——新潟(17.09)
新津駅から22,800円、400名さま
お申し込みは 新津駅旅行センター TEL 22-5470
日鉄旅行社 TEL 22-0951

使いやすい、お求めやすい
「みんなのビデオ」169,800円で新登場
東芝ビデオ 新しい東芝の新しい商品
VHS ビュースター デジタル66D
東芝ストア より良いサービスと楽しい暮らしに奉仕する店
(株)八重電商事
新津市本町2丁目 ☎24-3131～4

サラリーマンの奥さん 任意加入の奥さんは届出が必要

現在、厚生年金の被保険者の奥さんは、国民年金の任意加入となっていますが、新年金制度では、強制加入となります。このうち、ご主人の被扶養者となっている奥さん（第三号被保険者）については、国民年金の保険料が厚生年金制度からまとめて拠出されるため、奥さんが個別に保険料を納める必要はありません。それ以外の奥さん（第一号被保険者）については、今までどおり保険料を市役所へ納めていただきます。

このため、被扶養の奥さんは市役所へ第三号被保険者であるかどうかの届出が必要になります。第三号被保険者の届出をしないと、第一号被保険者として保険料を納めていただくことになります。

現況届の提出は市民課国民年金係へ

八月三十一日現在、国民年金に加入している奥さんについては、社会保険庁から直接「国民年金任意加入被保険者現況届」が送付されます。記入後、ご主人の健康保険被保険者証及び年金手帳をご持参のうえ、市役所市民課国民年金係で手続きを行ってください。

また、届出用紙の「配偶者の勤務先事業主確認欄」に事業主確認印があれば、郵送でもよいことになっています。事業主の確認印がある場合は、健康保険被保険者証及び年金手帳は必要ありません。

国民年金保険料は社会保険料控除に

定額保険料を納めている人は、昭和六十年一月から三月までは、月額六千二百二十円、四月から十二月までは月額六千七百四十円で、年額にすると七万九千三百二十円になります。また、付加保険料を納めている人は、年額にすると八万四千百二十円になります。

これらの支払われた国民年金保険料は、年末調整や確定申告のときに申告すると、控除されます。

現況届の提出は来年一月末までに

現況届の届出の期限は、昭和六十一年一月三十一日までです。お早目に届出を行ってください。

なお、国民年金に加入しているけれど届出用紙が送られてこない奥さんと、国民年金にも厚生年金にも加入していない奥さんについては、十一月中旬以降、市役所市民課国民年金係（☎24－2111内線221、222）へお問い合わせください。

共済組合の取り扱いは……

今回の改正は、国民年金、厚生年金及び船員保険の二制度についての一元化となっています。従って、共済組合の組合員及びその被扶養配偶者については、「適用除外」となっています（共済組合法の改正案は、国会で継続審議中です）。

当市における年金給付状況

（昭和59年度・60年3月末現在）

種別		受給者数	受給額
拠出年金	老齢年金（通算老齢年金を含みます）	4,975人	12億8380万7900円
	障害年金	166人	1億 572万6300円
	母子年金	54人	3817万3200円
	寡婦年金	21人	445万6600円
	死亡一時金	23人	62万3500円
	小計	5,239人	14億3278万7500円

種別		受給者数	受給額
福祉年金	老齢福祉年金	1,196人	3億 762万5480円
	障害福祉年金	340人	1億3647万7800円
	小計	1,536人	4億4410万3280円

	受給者数	受給額
合計	6,775人	18億7689万 780円

新国民年金制度は昭和61年4月1日からスタート

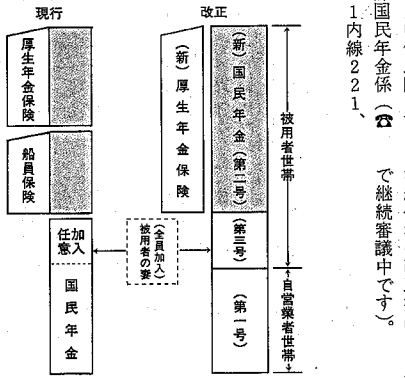

お買物、ご用命は市内で

ポンと押せばお湯が出る
すぐ点く
すぐ出る
すぐ消せる
指先タッチ（押す）のガス湯沸器
これで安心！
老人から子供まで安心して使えます
台所や洗面所に便利です
越後ガスサービス☎(24)2150・ショールーム☎(22)9651